

「国内基準行向けバーゼルⅢ」とは？

金融調査部 主任研究員
鈴木 利光



このシリーズでは、バーゼルⅢの仕組みを、可能な限りわかりやすく説明します。第 18 回は、国内基準行向けバーゼルⅢの内容を解説します。

1 わが国オリジナルの自己資本比率規制

[第 1 回](#)で述べたとおり、バーゼル規制は、国際基準行をその適用対象としています。もっとも、わが国では、国内基準行についても、わが国オリジナルの自己資本比率規制を定めています。

国内基準行向けの自己資本比率規制は、2013 年に、バーゼルⅢを踏まえた大改編が行われました。このシリーズでは、この大改編を経た国内基準行向けの自己資本比率規制を、「国内基準行向けバーゼルⅢ」と表記します（[第 2 回](#)参照）。

2 最低自己資本比率（4%）の維持

国内基準行については、自己資本比率の達成すべき最低水準を、国際統一基準行の半分である 4%としています（[第 3 回](#)参照）。国内基準行向けバーゼルⅢにあっても、この水準は変更されていません。

ただし、国内基準行向けバーゼルⅢでは、信用リスク計測にあたって内部格付手法を採用している国内基準行については国際統一基準行であるとみなし、普通株式等 Tier 1 比率 4.5%以上（[第 9 回](#)・[第 10 回](#)参照）を維持することを内部格付手法の採用および継続使用の要件としています。

3 自己資本の質の向上

国内基準行向けバーゼルⅢは、新たに「コア資本」という概念を導入したうえで、調整項目を強化することにより、自己資本の質の向上を図っています。

「コア資本」は、普通株式、内部留保、強制転換条項付優先株式及び優先出資（協同組織金融機関のみ）の合計額から調整項目を控除することによって算出します。

従来は、株主資本等から構成される Tier 1、劣後債等から構成される Tier 2、そしてマーケット・リスクのみをカバーする Tier 3（短期劣後債）を自己資本に算入することが認められていました。

しかし、国内基準行向けバーゼルⅢにより、自己資本への算入が認められるのはコア資本のみとされています。

国内基準行向けバーゼルⅢでは、(従来は自己資本への算入が認められていた) 海外の特別目的会社 (SPC) の発行する優先出資証券、劣後債や劣後ローンは、コア資本に含まれないため、自己資本に算入することが認められていません。したがって、今後、国内基準行がこれらの資金調達手段を用いるケースは想定し難いでしょう。

なお、コア資本のうち、強制転換条項付優先株式は、バーゼルⅢの「その他 Tier 1」(第9回参照) に類似する性質を有していますが、「ベイルイン」(無担保債権の元本削減又は普通株式転換をいう。第13回参照) の条項は不要です。したがって、国際統一基準行とは異なり、国内基準行がベイルインを備えた資金調達手段を用いるケースもまた想定し難いでしょう。

そして、調整項目の強化の内容や、そのもっとも重要な変更点が「ダブルギアリング規制」(連結外の金融機関向けの出資相当額を自己資本控除の対象とすることをいう。第9回参照)の強化である点も、バーゼルⅢを踏まえたものとなっています(図表1参照)。

もっとも、その他有価証券の評価損益については、(国際統一基準行と異なり、) 国内基準行向けバーゼルⅢにあっても、従来どおり、自己資本に反映する必要はありません。

図表1 国内基準行向けバーゼルⅢ：ダブルギアリング規制

バーゼルⅡ	国内基準行向けバーゼルⅢ
	連結外金融機関向け出資のうち、
下記を控除	銀行、証券、保険を含む国内外の金融機関向け出資について、 ①資本嵩上げ目的の持合 →全額控除
・国内預金取扱金融機関への意図的保有	②議決権 10%以下保有先への普通株式等出資 →自己のコア資本の 10%超相当分を控除
・関連会社向け出資	③議決権 10%超保有先への普通株式等出資 →自己のコア資本の 10%超相当分を控除 (注)

(注) コア資本への算入上限は、モーゲージ・サービシング・ライツ及び(一時差異に基づく)繰延税金資産との合計でコア資本の15%までとされている。
(出所) 金融庁資料等を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

4 他の金融機関等の劣後債保有のリスク・ウェイトが250%に

前記のとおり、国内基準行向けバーゼルⅢでは、ダブルギアリング規制が強化されています。もっとも、バーゼルⅢとは異なり、他の金融機関等(銀行、証券、保険等)の劣後債については、ダブルギアリング規制の対象となっていません。そのかわりに、リスク・ウェイトが、従来の100%から250%に5年間かけて段階的に引き上げられることになっています。

5 実施スケジュール

国内基準行向けバーゼルⅢは、2014年3月末から適用が開始されています。ただし、原則10年間の経過措置を導入し、十分な移行期間を確保しながら、段階的に実施されています。

以上

次回(第19回)は、[バーゼルⅢの遵守状況](#)を解説します。